

平成31年度（2019年度）金沢大学大学院法務研究科 入学試験問題

【C日程】法律専門科目試験

商法 採点基準

新株発行無効の訴えについて、無効原因の有無とその認容の見通しについて、最高裁判例を踏まえて論じることを求める。

株式発行無効の訴え提起にあたっての形式的な要件(Xの原告適格、期間制限)について、全体の30%の配点を与える。

株式発行無効原因については、法令に明文での規程が存在しない。この基本的知識を前提とした上で、株式発行無効原因についての判例を踏まえて、本件おける各問題について検討することを求める。Xへの招集通知をしないままに取締役会を開催したという手続瑕疵について30%、時価の25%を下回る大幅に有利な価格で発行したことについての検討・評価に対して40%の配点を与える。